

技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取組方針

平成20年2月

1 現状

(1) 職種ごとの平均年齢、人数、平均給与月額等及び民間従業員のデータ

区 分	公務員				民間			A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額(A)	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額(B)	
全 体	49.0歳	6人	188,500円	211,288円	調理士	41.0歳	281,400円	0.75
学校給食員	47.3歳	4人	168,425円	184,083円	調理士	41.0歳	281,400円	0.65
その他 (保育所調理員)	52.3歳	2人	228,650円	265,698円	調理士	41.0歳	281,400円	0.94

- ※1 「平均給料月額」とは、平成19年4月1日現在における各職種の職員の基本給の平均である。
 ※2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当等の諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
 ※3 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している（平成16年～18年の3か年平均）。
 ※4 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

(2) 年齢別職員数

区 分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
全 体	0人	0人	0人	0人	0人	0人	1人	2人	1人	1人	1人	0人	6人
学校給食員	0人	0人	0人	0人	0人	0人	1人	1人	1人	1人	0人	0人	4人
その他 (保育所調理員)	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	1人	0人	0人	1人	0人	2人

(3) その他給与に関する事項

ア 給料表

行政職給料表（二）を適用する。

イ 手当

対象となる手当には、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、期末手当及び勤勉手当がある。

ウ 昇給基準

毎年4月1日を昇給日とし、職員の勤務成績に応じ、4号給（55歳を超える場合は2号給）を標準として昇給する。

2 基本的な考え方

技能労務職員については、平成18年度以降は新規採用を行わず、退職者不補充の措置をとっているが、今後も、調理業務における民間委託の実施に向けた調査を含め、同様の措置を継続する。

3 具体的な取組内容

平成18年4月に国家公務員に準じた給与構造の見直しを実施したところであるが、地域手当については、当該制度の完成時である平成22年4月までに国の基準に適合する内容に条例を改正する。

4 その他

技能労務職については退職者不補充の措置を取っており、職員数は平成26年度までに4人となる予定である。また、調理業務における民間委託の実施に向けた調査を継続する。